

情 個 審 答 申 第 6 号

平成24年 4月23日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年3月8日付け保幼発第150号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

春日保育園・横手保育園、両保育園は幼児教育施設であり、その取り巻く教育環境には、充分環境配慮が必要と思われるが、両保育園の移転・再築・新築・開園等は全て熊本市事業主で工事施行しても、審議会答申同様、既に連続立体事業の環境影響調査説明責任も果たし、新幹線高架橋新設工事に対しての環境影響アセスメントの説明責任も果たしているにも拘らず、熊本市が事業主として施行する両保育園施設への環境影響調査説明責任は果たさなくても良い、とする法的根拠の分かる資料等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[諮問第2号]

別 紙

諮問第 2 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「春日保育園・横手保育園、両保育園は幼児教育施設であり、その取り巻く教育環境には、充分環境配慮が必要と思われるが、両保育園の移転・再築・新築・開園等は全て熊本市事業主で工事施行しても、既に連続立体事業の環境影響調査説明責任も果たし、新幹線高架橋新設工事に対しての環境影響アセスメントの説明責任も果たしているにも拘らず、熊本市が事業主として施行する両保育園施設への環境影響調査説明責任は果たさなくても良い、とする法的根拠のわかる資料等」（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

国民・事業者には、県条例の遵法・順法等を明確に教示しながら、熊本市環境基本条例第3条（市の責務）には、県条例が免除されるとの条文は、何処にも記述されていない。この熊本市環境基本条例は、昭和63年10月1日施行となっている。にもかかわらず、平成21年9月に『熊本市公共事業環境配慮指針』が策定されたため、今後はこの指針に基づいて事前に環境への配慮を行なっていくが、今までこの条例が策定されていなかったため、公共事業等環境影響調査説明責務責任は喪失していても良いとの事にはならない事は、明白であり、県条例を準用しての幸山市政・環境市政執行が施行されていた筈である。

当然、両保育園の幼児教育施設への環境影響調査説明責務責任がある筈なのに、熊本市事業主が環境影響調査市政執行を敢えて喪失・欠落した事には、何らかの法的根拠があった筈であるから、この審議会において、徹底的に慎重審議をして、その法的根拠を抽出して頂きたい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、果たさなくてもいいとする法的根拠の分かる資料等を請求したが、環境影響評価は国等が実施しており、熊本市では実施していない。平成21年9月に「熊本市公共事業環境配慮指針」が策定されたため、今後はこの指針に基いて事前に環境への配慮を行っていくが、その説明責任については、春日・横手両保育園の移転新築時は指針が策定されていなかったことから、説明責任を果たさなくてもいいとする法的な根拠は見当たらない。

よって、当該請求に係る文書は存在しないため、情報公開条例第11条第2項に該当する。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、熊本市が事業主として移転する保育園施設への環境影響調査説明責任は果たさなくてもいいとする法的根拠のわかる資料等に関する文書である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

異議申立人は、熊本市が事業主として移転する保育園施設への環境影響調査説明責任は果たさなくてもいいとする法的根拠のわかる資料等に関する文書を請求するものであるが、そもそも説明責任を果たさなくてもいいとする法的根拠など存在するはずもない。よって、本件文書が存在しないことは明らかである。

異議申立人は、実施機関が説明責任を果たさないとしてその不当性を主張する趣旨と思われるが、前記のとおり、当審議会は、請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、説明責任の不遵守等事業の是非について判断するものではない。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	大	江	正 昭
委	員	高	木	絹 子
委	員	馬	場	啓

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 3 年 3 月 8 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 2 3 年 3 月 2 8 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 2 3 年 5 月 6 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 2 4 年 3 月 2 3 日	諮問の審議を行った。
平成 2 4 年 4 月 2 3 日	答申（案）の審議を行った。